

賃金分布に関する資料（抜粋）

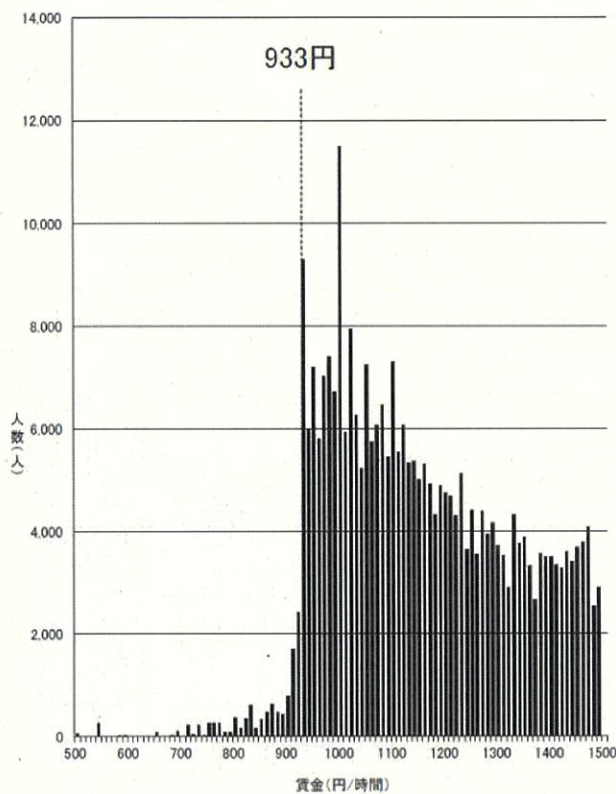
一般・短時間労働者計

令和 5 年

令和 6 年

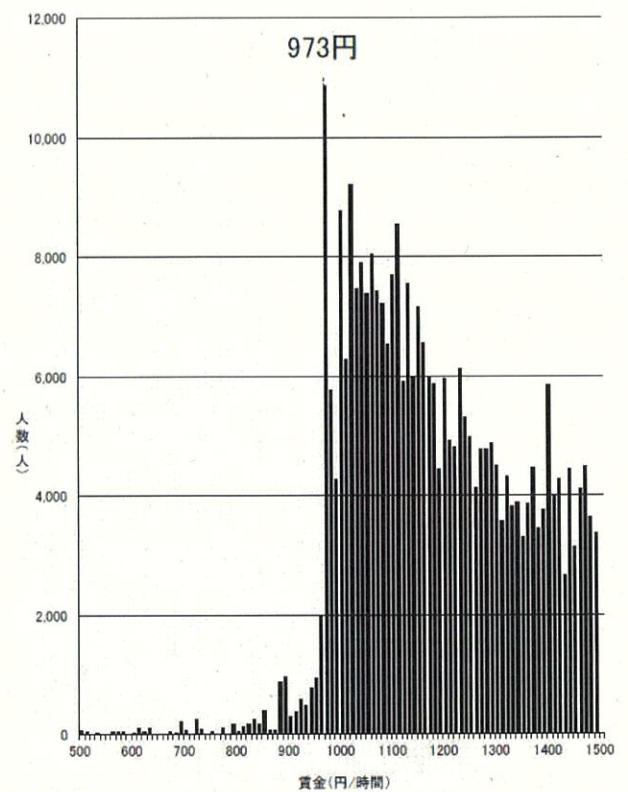
一般・短時間計

三重(B)



一般・短時間計

三重(B)



資料出所：厚生労働省「令和 5 年度賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和 4 年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1500円以上の賃金分布はラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与（通勤手当、精皆手当、家族手当を含む。）を所定内労働時数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和 2 年より集方法が変更されている。

資料出所：厚生労働省「令和 6 年度賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和 5 年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1500円以上の賃金分布はラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与（通勤手当、精皆手当、家族手当を含む。）を所定内労働時数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和 2 年より集方法が変更されている。

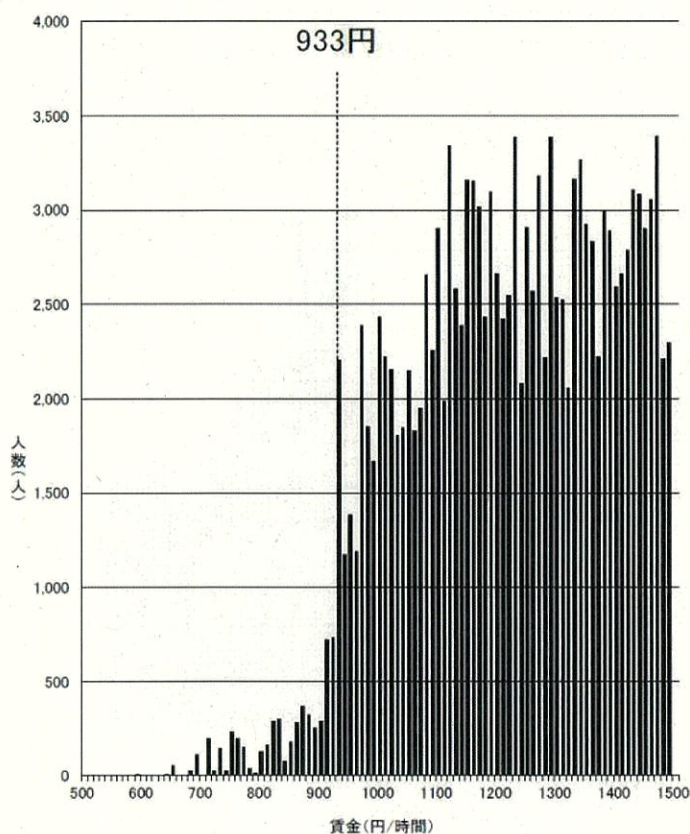
賃金分布に関する資料（抜粋）

一般労働者

令和 5 年

一般労働者

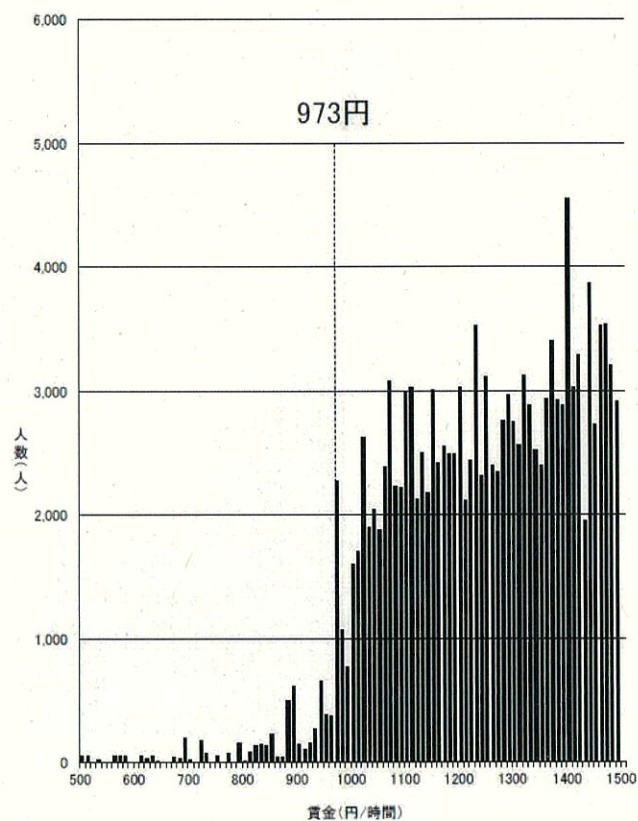
三重(B)



令和 6 年

一般労働者

三重(B)



資料出所：厚生労働省「令和 5 年度賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和 4 年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1500円以上の賃金分布はラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与（通勤手当、精皆手当、家族手当を含む。）を所定内労働時間で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和 2 年より集方法が変更されている。

資料出所：厚生労働省「令和6年度賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1500円以上の賃金分布はラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与（通勤手当、精皆手当、家族手当を含む。）を所定内労働時間で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和 2 年より集方法が変更されている。

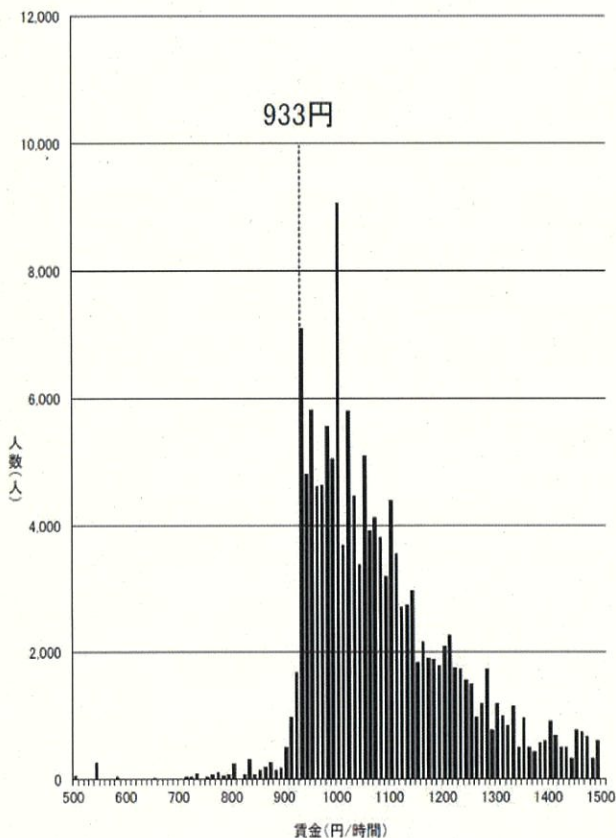
賃金分布に関する資料（抜粋）

短時間労働者

令和 5 年

短時間労働者

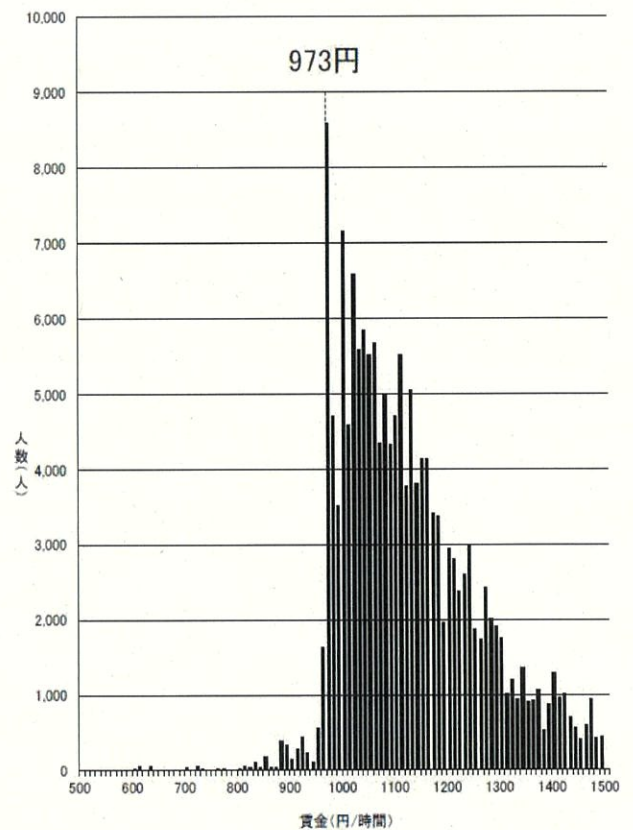
三重(B)



令和 6 年

短時間労働者

三重(B)



資料出所：厚生労働省「令和 5 年度賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和 4 年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1500円以上の賃金分布はラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与（通勤手当、精皆手当、家族手当を含む。）を所定内労働時間で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和 2 年より集方法が変更されている。

資料出所：厚生労働省「令和6年度賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1500円以上の賃金分布はラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与（通勤手当、精皆手当、家族手当を含む。）を所定内労働時間で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和 2 年より集方法が変更されている。